

畳類の表示に関する公正競争規約（案）

平成 29 年 9 月 7 日 畳類公正競争規約連絡会

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年法律第 134 号。以下「景品表示法」という。)第 31 条第 1 項の規定に基づき、畳類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(表示の基本)</p> <p>第 2 条 事業者は、前条の目的を達成するため、畳類の品質等が、外見からは一般消費者に容易に判別できないことに配慮し、これらに関する情報や取引条件等について表示するとともに、一般消費者に正しくかつ十分に説明するなどにより、その正しい選択と安定した使用が確保されるように努めなければならない。</p> <p>(定義)</p> <p>第 3 条 この規約において「畳類」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 畳</p> <p>(2) 畳表</p> <p>(3) 畳床</p>	<p>第 1 条 畳類の表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する「畳」とは、畳床に畳表を縫い付け又は貼り付けたものであって、注文によって畳敷き部分を採用し、割り付け、製造加工及び敷き込みして使用するものをいう。</p> <p>2 「畳」には、J I S A5902 で定められた厚さ 55 ミリ及び 60 ミリの「畳」のほか、厚さ 12 ミリ以上 55 ミリ未満の「薄畳」を含むものとし、置き畳は含まないものとする。</p> <p>第 2 条 規約第 3 条第 1 項第 2 号に規定する「畳表」とは、いぐさ、七島い、その他いぐさ状の素材を緯とし、糸を経として製織したものであって、畳床の表面に縫い付け又は貼り付けて使用するものをいう。</p> <p>第 3 条 規約第 3 条第 1 項第 3 号に規定する「畳床」とは、畳の芯（本体部分）になるもので、稲わら、押出法ポリスチレンフォーム断熱材及びタタミボード（主に木材などの繊維を形成したもの）等を材料として製造されたものをいう。</p>

2 この規約において「畳工事」とは、畳の採寸、割り付け、製造加工、敷き込みまでを一貫して行うことをいい、「表替え」、「裏返し」を行う場合も含むものとする。

3 この規約において「事業者」とは、以下に掲げる者をいう。

- (1) 第2項に定める「畳工事」を行う者（以下「畳製造販売業者」という。）
- (2) いぐさ・七島いを生産する者
- (3) 畳表及び畳床を製造する者
- (4) いぐさ・七島い及び畳表を輸入する者
- (5) いぐさ・七島い、畳表及び畳床を販売する者

4 この規約において「工務店等」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条による建設工事を行う工務店、ハウスメーカー、ホームセンター、不動産業者、総合建設業者等（畳製造販売業者を除く。）をいい、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に基づく建築士を含む。

5 この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する畳類の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 商品による広告その他の表示及びこれに添付した物による広告その他の表示
- (2) 見本、チラシ、パンフレット、カタログ、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）
- (3) ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、

2 「畳床」のうち、稲わらを材料として製造されたもの、稲わらと押出法ポリスチレンフォーム断熱材を材料として製造されたもの及び稲わらとタタミボードを材料として製造されたものは、J I S A 5901を満たすものとし、また、タタミボード及び押出法ポリスチレンフォーム断熱材を材料として製造されたものは、J I S A 5914を満たすものとする。ただし、第1条第2項の「薄畳」に使用するものにあつてはこの限りでない。

第4条 規約第3条第2項に規定する「表替え」とは、現に使用している畳床を用い、畳表を新調して行う製造加工をいい、「裏返し」とは、現に使用している畳床と畳表を用い、畳表を裏返して行う製造加工をいう。

ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告

(4) 新聞、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告

(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）

6 この規約において「種類又は記号」とは、日本工業規格（以下「J I S」という。） A 5902における畳の種類又は記号及び J I S A 5901、A 5914における畳床の種類又は記号をいう。

7 この規約において「畳製作技能士」とは、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 44 条に基づく畳製作技能検定試験に合格し、厚生労働大臣又は都道府県知事より技能士証が交付された者をいう。

（チラシ等における必要表示事項）

第 4 条 畳製造販売業者は、畳工事に関して、新聞、雑誌、チラシ、テレビ・ラジオ及びインターネット等において表示する場合は、次の各号に掲げる事項を明瞭に表示しなければならない。

(1) 新畳

(2) 表替え

(3) 裏返し

(4) 畳類に関する統一的な消費者相談窓口及び連絡先

第 5 条 規約第 4 条に規定する事項には次に掲げるものを記載する。なお、「一般消費者が支払う畳 1 枚あたりの価格」については、テレビ・ラジオにおける広告の場合に限り、表示を省略することができる。

(1) 新畳

ア 畳製造販売業者の氏名又は名称、住所及び電話番号

イ 品名（新畳）

ウ 畳表の経糸及び緯の素材名

エ 畳表の製織地名

オ 畳床の素材名

カ 一般消費者が支払う畳 1 枚あたりの価格

(2) 表替え

ア 畳製造販売業者の氏名又は名称、住所及び電話番号

イ 品名（表替え）

ウ 畳表の経糸及び緯の素材名

エ 畳表の製織地名

オ 一般消費者が支払う畳 1 枚あたりの価格

(3) 裏返し

ア 畳製造販売業者の氏名又は名称、住所及び電話番号

イ 品名（裏返し）

ウ 一般消費者が支払う畳 1 枚あたりの価格

(4) 畳類に関する統一的な消費者相談窓口及び連絡先

(商品説明時の努力規定)

第5条 畳製造販売業者は、畳工事の受注段階で、一般消費者又は工務店等に書面で商品及び価格等について説明するよう努める。

(畳仕様書の発行)

第6条 畳製造販売業者は、一般消費者から畳工事の注文を受け、畳を敷き込む段階で、納品先の住所、電話番号、畳類に関する統一的な消費者相談窓口及び電話番号のほか、以下の事項を明瞭に表示した畳仕様書を畳に添えて発行しなければならない。

(1) 畳

(2) 畳表

(3) 畳床

- ア 本規約を運営する団体の名称
- イ 本規約を運営する団体が所在する住所
- ウ 本規約を運営する団体の電話番号

第6条 規約第6条に規定する畳仕様書には次に掲げるものを記載しなければならない。

(1) 畳

次により表示すること。ただし、オについては、省略することができる。

- ア 製造者の氏名又は名称及び住所、連絡先
- イ 品名（新畳、表替え、裏返し）
- ウ 製造加工方法（縫着、圧着）
- エ 畳厚
- オ 畳製作技能士資格

(2) 畳表

次により表示すること。

- ア 緯の素材名
- イ 経糸の素材の名称
- ウ 緯の原産地名
- エ 製織地名（輸入品の場合は国名）
- オ 表面加工有の場合、加工目的及び使用資材（薬剤、着色剤を含む）
- カ QRコード付きタグ又は印等の有無（国産の畳表の場合のみ）
- キ 畳表の管理番号

(3) 畳床

次により表示すること。ただし、ウ及びエについては、省略することができる。

- ア 種類又は記号
- イ 防虫処理を行っている場合のその方法
- ウ JIS 認証
- エ 畳床規格

(4) 畳類に関する統一的な消費者相談窓口及び連絡先

- ア 本規約を運営する団体の名称
- イ 本規約を運営する団体が所在する住所
- ウ 本規約を運営する団体の電話番号

2 工務店等から畳工事の依頼を受けた畳製造販売業者は、当該工務店等に対し、第1項に規定する内容を畳工事の施工後に一般消費者に示すよう要請に努めなければならない。

(出荷証明書の作成等)

第7条 畳類を製造又は輸入した事業者が畳類の譲渡しを行う場合には、出荷証明書を作成しなければならない。

2 畳表を製造した事業者又は畳表の検査機関等は、畳表の製造者を識別することができるQRコード付きタグ又は印等を付して出荷することができる。

3 いぐさ・七島いを生産又は輸入した事業者がいぐさ・七島いの譲渡しを行う場合には、出荷証明書を作成しなければならない。

(畳類を他の事業者に譲渡しをした場合の出荷証明書の受渡し)

第8条 畳類を他の事業者へ譲渡しをした事業者は、前条第1項に規定する出荷証明書の内容を取引相手の事業者に伝達しなければならない。

(出荷証明書の作成単位)

第7条 規約第7条に規定する「出荷証明書」は、取引の1出荷単位ごとに作成するものとする。なお、「出荷証明書」は納品書に替えることができる。

(出荷証明書の必要表示事項)

第8条 規約第7条に規定する「出荷証明書」は次に掲げるものを記載する。

- (1) 畳表
 - ア 緯の素材名
 - イ 経糸の素材の名称
 - ウ 緯の原料の産地名（輸入品の場合は国名）
 - エ 製織国名
 - オ 表面加工の有無、加工目的及び使用資材（薬剤、着色剤を含む）
 - カ 輸入者の氏名又は名称
 - キ 出荷年月日
 - ク 畳表の管理番号
 - ケ 出荷枚数
 - コ QRコード付きタグ又は印等の有無

(2) 畳床

- ア 畳床の種類
- イ 防虫処理
- ウ JIS 認証
- エ 畳床規格

2 規約第7条第3項の規定により「出荷証明書」を作成するときは、次の各号に掲げるものを記載しなければならない。

- (1) 産地名（輸入品の場合は原産国名）
- (2) 生産者（輸入品の場合は輸入者）の氏名又は名称

(出荷証明書の受渡し単位)

第9条 規約第8条第1項から第3項に規定する出荷証明書の内容の伝達は、取引の1出荷単位ごとに行うものとする。

2 いぐさ・七島いを他の事業者へ譲渡しをした事業者は、前条第3項に規定する出荷証明書の内容を取引相手の事業者に伝達しなければならない。

3 第1項から前項までに規定する事業者は、出荷証明書の内容を取引相手の事業者に伝達する際に、この規約の遵守状況を検証するために必要な識別番号または符号を記載しなければならない。

(荷を分割したときの出荷証明書の扱い)

第10条 前条に規定する出荷証明書の内容の伝達については、1取引で譲受けた畳表、畳床及びいぐさ・七島いを分割して他の事業者へ譲渡しをする場合は、分割した荷ごとに出荷証明書の内容を伝達するものとし、その際、当該書類を複写して取引相手に伝達することができるものとする。

(畳類を譲渡した場合に作成する記録)

第11条 規約第8条の規定に基づく記録は、次に定めるところにより作成するものとする。

(1) 取引の1出荷単位ごとに作成する。

(2) 書面又は電磁媒体により作成する。

(3) 事務所、事業場又は店舗ごとに作成する。
ただし、主たる事務所において記録を一括して保存している場合等であって、主たる事務所に照会することにより、当該記録を速やかに確認することができる場合は、一括して作成することができるものとする。

(4) 返品その他の事由により取引情報等の記録に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、その内容に応じて記録を変更するものとする。

(5) 上記記録は5年間保管することとする。

(委託をした場合の取扱い)

第9条 規約第4条から前条の規定について、他の事業者へ委託して譲渡しをする事業者は、原則として委託を行った事業者が、施行規則第7条から第11条に定めのある書類の作成、受渡し及び記録の保存を行うものとする。

(二重価格表示等)

第10条 畳製造販売業者は、畳工事に関して、自己の販売価格（以下「自店販売価格」という。）

に当該販売価格よりも高い他の価格（以下「比較対照価格」という。）を併記して表示する場合（比較対照価格と自店販売価格の差を割引率又は割引額で表示する場合を含む。以下このような表示を「二重価格表示」という。）は、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- (1) 比較対照価格として、施行規則に定める自店平常価格又は市価とはいえない価格を用いること。
- (2) 比較対照価格として、実在する自店平常価格又は市価よりも高い価格を用いること。
- (3) 割引率又は割引額の算出の基礎となる価格や割引率又は割引額の内容等について、実際と異なる表示又は曖昧な表示を行うこと。
- (4) 割引率又は割引額の適用対象となる商品が一部のものに限定されているにもかかわらず、その旨を明示しないで、当該事業者の取り扱う全商品又は特定の商品群を対象とした一括的な割引率又は割引額であることを強調した表示を行うこと。

2 二重価格表示を行う事業者は、比較対照価格がどのような根拠に基づくものかについて、併せて表示しなければならない。

(不当表示の禁止)

第11条 事業者は、豊類の取引に関し、次のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- (1) 第3条に規定する定義に合致しない内容の商品について、それぞれの定義に合致するものであるかのように誤認させるおそれのある表示
- (2) 第4条から前条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示で、実際のものよりも優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (3) 当該製品について賞を受けた事実又は推奨を受けた事実がないにもかかわらず、賞を受け、又は推奨を受けたと誤認されるおそれがある表示
- (4) 他の事業者又は他の事業者の商品を中傷し、又はひぼうすることによって、他の事業者に係るものより著しく優良であると一般消

第12条 規約第10条第1項第1号に規定する自店平常価格又は市価の用語の定義は、以下によるものとする。

- (1) 「自店平常価格」（「当店通常価格」、「当店旧価格」等を含む。）とは、当該豊製造販売業者における同一商品について、当該価格を比較対照価格として用いる日以前8週間のうち過半の期間にわたって実際に販売された価格をいう。
- (2) 「市価」（「一般販売価格」、「市場価格」、「他店通常価格」等を含む。）とは、同一商品について、当該豊製造販売業者が販売している地域内において競争関係にある事業者の相当数の者が実際に販売している最近時の価格を正確に調査した事実に基づく価格をいう。

(不当表示の禁止)

第13条 規約第11条に掲げる不当表示に該当するものには、次のものが含まれる。

- (1) 規約第3条関係
合理的根拠に基づかない「同等品」等の表示
- (2) 規約第11条第1項第2号関係
合理的根拠に基づかない「完全」、「完璧」、「本物」等の表示
- (3) 規約第11条第1項第3号関係
「高級旅館御用達」等、当該製品に関する推奨等の内容が具体的ではなく、その事実を検証することができない表示

費者に誤認されるおそれがある表示

- (5) 前各号に掲げるもののほか、商品の内容又は取引条件等について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものより著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示

(おとり広告に関する表示の禁止)

第12条 量製造販売業者は、チラシその他の方法により広告を行う場合は、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- (1) 実際には取引する意思のない、又は取引の対象となり得ない量について、一般消費者に購入可能であるかのように誤認されるおそれがある表示
- (2) 販売数量、販売期間又は販売の相手方が著しく限定されている量について、その限定の内容が明瞭に記載されていない表示

(量類公正取引協議会の設置)

第13条 この規約の目的を達成するため、公正取引協議会を設置する。

- 2 公正取引協議会は、事業者及びこの規約に参加する事業者団体をもって構成する。

(公正取引協議会の事業)

第14条 公正取引協議会は、次の事業を行う。

- (1) この規約の内容の周知徹底に関すること。
- (2) この規約についての相談及び指導に関すること。
- (3) この規約の遵守状況の調査に関すること。
- (4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。
- (5) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。
- (6) 一般消費者等からの苦情処理に関すること。
- (7) 景品表示法その他公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。
- (8) 関係官庁との連絡に関すること。
- (9) 会員に対する情報提供に関すること。
- (10) その他この規約の施行に関すること。

(公正マーク等)

第15条 事業者は、店頭、チラシ等に「公正マーク」、「量類公正取引協議会会員」の表示をす

第14条 公正取引協議会は、事業者が規約に従い適正な表示をすることを誓約した者に対し、規

ることができる。

(違反に関する調査)

第 16 条 公正取引協議会は、第 4 条から第 12 条まで及び前条の規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。

2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。

3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、10 万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

(違反に対する措置)

第 17 条 公正取引協議会は、事業者が第 4 条から第 12 条及び第 15 条の規定に違反する行為があると認められるときは、当該事業者に対し、違反行為を繰り返さない旨、かつ、その行為を排除するために必要十分な措置をとるべき旨を、文書をもって警告することができる。

2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者が、警告後 10 日経過後もこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、100 万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3 公正取引協議会は、前条第 3 項又は前二項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処

約第 15 条の適正表示ステッカーを交付することができる。

2 適正表示ステッカーの交付を受けた事業者は、店頭及び広告物にステッカーと同じデザインを印刷してもよい。ただし、このデザインを利用して不当に顧客を誘引するような文字、図案等の表示をしてはならない。

3 ステッカーの形式は、別表に定める形式に次の事項を記載するものとする。

(1) 適正表示店名

(2) 有効年月

分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。

(違反に対する決定)

第 18 条 公正取引協議会は、第 16 条第 3 項の規定による措置（警告を除く。）又は前条第 1 項若しくは第 2 項の規定による措置を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。

2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から 10 日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。

3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらに基づいて更に審理を行った上で、措置の決定を行うものとする。

4 公正取引協議会は、第 2 項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。

(規則の制定)

第 19 条 公正取引協議会は、この規約の施行に関する事項について規則を定めることができる。

2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。

(細則等の制定)

第 15 条 公正取引協議会は、規約及び施行規則を実施するため、細則又は運用基準を定めることができる。

2 前項の細則又は運用基準を定め、変更し又は廃止しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官に届け出るものとする。

別表 適正表示ステッカー